

東京地裁の判断は間違いだ!

高橋知之医師の見解

医師法第十七条には、「はつきりとして医師でなければ医業をなしてはならない」と定められている。厚生労働省の行っている行政上の定義では、「医業とは医行為を業とする」とである。「医行為とは当該行為を行うにあたり、医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼす恐れのある行為」であり、「業とする」とは、反復継続する意思をもって行うこととしている。つまり、医師が行うのは、優位の差で医師が行うほうが安全な行為を医行為ということになる。ところが、レーザー脱毛の場合には効果と副作用のほとんどは機械の性能に依存する。性能のいい機械を使用すれば医師が行っても医師でない人が行っても、どちらもよい結果が出る。性能の悪い機械を使用すれば医師が行っても医師でない人が行っても、どちらも悪い結果が出るわけだ。

医師としての医学的判断および技術が結果に反映しない行為は医行為ではない。ということは、レーザー脱毛によって実際に起きたヤケドは医師法違反ではなく業務上の過失傷害と考えるべきだ。この点に加えて行政指導では、毛根を破壊する行為を医行為とするようだが、毛根とは毛のことだから、本来は毛包を破壊する行為を医行為とするべきだろう。毛包が破壊されたかどうかというところは、その部分の皮膚を切り出して、臨床検査をしないと断定できない。

医師法違反と判断するためにこれだけの緻密な検証が必要なのである。

脱毛機による脱毛行為の本質

警察発表は三月十一日付けで配信され、新聞やニュースで報道された。二月の段階でスタッフが三人逮捕されていたことを知るものは少なかった。

◇ 昨年のレーザー脱毛によるトラブルで医師法違反の判決が出た後、渋谷高橋医院の高橋知之医師から東京地裁の判断は決して正しくないという非常に優れた見解が示された。それは、医師としての医学的判断および技術が結果に反映しない行為は医行為ではないということ。レーザー脱毛によって

突破口が開いた!

実際に起きたヤケドは医師法違反ではなく業務上の過失傷害と考えるべきだ、というものだ。この高橋医師の過激な正論というべき見解を得たことは、業界にとっては追い風であった。きわめて有効な理論武装を得たことなるからだ。

一方、日本エステティック工業会の滝川晃一理事長も急ぎ三月十四日に会員ミーティングを集め、レーザーライト研究委員会をスタートさせることになった。その流れを見きわめつつレーザーライト機器の安全教育のために講習会を実施してきたNPO法人美容機器安全普及会の大川潤理事長も施策をいっそう強化しようとしている。

こうした、昨年の医師法違反判決後の反撃ともいえるべき大きな動きがみられるなか、そんな矢先に、町田の脱毛サロン逮捕事件が発覚したことになる。

脱毛メニュー再開

今回は、昨年の惨敗の経験を生かし、起訴を前提に、ふたたび業界益をかけた裁判支援体制をつくらなければならない。本紙も支援の流れに参画していくつもりである。

ここに突破口を開いたことも業界にとっては幸いであった。「ともかくエステティックでも機械が使えるというお墨付きが得られるのだ。なんであれ漸進的な勝